

第六十一回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 會議録 第九号

昭和四十四年四月十六日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 平岡忠次郎君

理事 神田 博君

理事 菅波 茂君

理事 岡田 利春君

理事 佐々木秀世君

理事 西岡 武夫君

理事 中村 重光君

理事 渡辺 惣蔵君

出席國務大臣

通商産業大臣 大平 正芳君

労働大臣 原 健三郎君

出席政府委員

通商産業省鉱山局長 中川理一郎君

通商産業省鉱山局長 石炭局長 長橋 尚君

通商産業省鉱山局長 石炭局長 橋本 徳男君

通商産業省鉱山局長 保安局長 和 勝美君

労働省労働基準局長 住 榮作君

労働省職業安定局長 塩田 晋君

委員外の出席者

労働省職業訓練局長 塩田 晋君

局訓練政策課長

同日

委員井手以誠君辞任につき、その補欠として多賀谷眞裕君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辞任につき、その補欠として多賀谷眞裕君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辞任につき、その補欠として多賀谷眞裕君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辞任につき、その補欠として多賀谷眞裕君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辞任につき、その補欠として多賀谷眞裕君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辞任につき、その補欠として多賀谷眞裕君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辞任につき、その補欠として多賀谷眞裕君が議長の名で委員に選任された。

同日

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四〇号)
石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

○平岡委員長 これより会議を開きます。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案及び石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

中村重光君。

○中村(重)委員 経理規制臨時措置法の問題についてお尋ねをいたしますが、今度は指定会社を追加、さらに法律の廃止期限の延長ということが改正の内容になっておるようでございますが、再建整備法が制定されて、特に経理規制法の対象になつておつた業種が二社だけを除いて再建整備の対象になつたわけですね。

そこで四十一年以降の大手並びに中小の出炭状況とか経理状況というのは、一体どういうことになつてゐるか、一応その状況についてお聞かせ願ひたい。

○中川(理)政府委員 四十一年度以降の大手の出炭状況並びに経理状況いかんという御質問でございますが、昭和四十一年度の大手の出炭量は三千五百五十万トン、四十二年度が三千二百八十七万トン、四十三年度の見込みが三千三百五十二万トンと相なつております。

ちなみに、このそれぞれの年度における中小を込めた総出炭額は、四十一年度で五千五百五十万トン、四十二年で四千七百六十万トン、四十三年度の見通しで約四千六百万トンということに相なつております。

それから四十一年度以降の大手の経理状況でございますが、四十一年度について申しますと、自産炭損益で二百八億千五百万円の赤字、これをトン当たりで申しますと、六百三十二円の赤字というところに相なつておりますが、購入炭損益、その他事業損益、営業外特別損益というもので、さらに全体の収支状況を計算いたしますと、純損益といたしましては、四十一年度百六十六億三百万円の赤字、トン当たりで五百四十四円の赤字ということに相なつております。四十二年について申しますと、自産炭損益ベースでは二百四十五億七千万円の赤字、これはトン当たりで七百二十六円でございます。

最終的な純損益では百六十九億千七百五十万、トン当たりで約五百五十四円の赤字。四十三年度、これは想定でございますが、見込み数字をとりますと、自産炭損益で二百八十七億七千六百万円、トン当たりで八百六十一円の赤字、これは純損益ベースでは二百十三億六千七百五十万、トン当たりで六百三十九円の赤字。こういうふうに統計を出しております。

○中村(重)委員 いまの御説明を伺いまして、過去三回にわたつて石炭に対する手厚い措置を講じてまいりましたが、経理状況は少しも好転しない。この点に対しては通産大臣から先日の委員会でも原因についてお答えを願つたこともありますが、これども、この法律案を審議してまいりますと、特にそうした、どうして経理が好転しないのだから、ただ通産大臣が先般お答えになつたような石油との関係であるとか、また人件費の上昇、あるいは資材が非常に高くなつたというようなことだけが原因と言へるであらうか、それらの点については、すでに石炭対策を樹立する上に当然考へてきたことであつたわけですね。そのことを考へてみると、やはり根本的な原因というものは他に、あるのではないかと感じがいいたします。

いま一度通産大臣からざつとばらんに、いまあなたが今次の石炭政策の抜本的な対策ということで取り組んでいらっしゃるわけですから、いろいろと将来のことについてもお考へになつておられるところであらうと思ひますから、省みて、経理が好転しなかつた、いままで繰り返してきた石炭対策というものが失敗をしたということについて、どのような反省というところになりましようか、お考へを持っておられるのか、将来の関係等もございしますので、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○大平國務大臣 第一次、第二次、第三次の石炭政策の実行の過程におきまして、一応生産性は相当の上昇を見たのでございします。しかし、それも当初もくろみましては水準にまでは達しなかつた。賃金の面におきましては、ある程度の上昇を当初に見込んでありましたが、他産業との比較におきまして、その昔王座を占めておりました炭鉱関係がだんだんと転落を始めてまいりまして、パランスの失墜を來たした。労使の間でいろいろの交渉が行なわれまして、困難な状況でございしたけれども、多少の予定されました水準以上の賃上げが實際上労使交渉の結果行なわれたということ、そういった事情はこの前に申し上げたのでございします。一方競合のエネルギーのほうの価格は漸次下押しになつてきた。したがって、石炭の売炭価格なるものを引き上げるというような客観情勢ではなかつたということで、どうしても赤字を記録せざるを得なかつた事情にありまふことは、万人が見て一応の了解が願へるのではないかとと思ひます。ただ、御指摘のように、そういうような客観的な物理的な要因以外に何かこういう趨勢をもたらした内在的な原因がありはしないかという御質問でございします。これは、各企業の最終の責任を持たれておる経営者の企業意識というものの弛緩があつたかどうか。これは目に見えないこと

でございます。第三者から見るとやかくの批判はできないわけでございますけれども、全然そういった面がなかったというところは言えないのではないかと思います。そこで、私どももいたしましては、新しい政策の案にあらためて考えましたことは、まず労使双方が本気になって再建を考えていただかなければならぬ。こういう恵まれない客観情勢の中で、しかも再建の意欲を燃やしていただく上におきましては、政府が相当思い切った助成の措置を講ずるという柱がないと、神ならぬ身でございますから、再建の糸口をつかむことがむずかしからうと判断いたしました。相当の政策効果を期待できる助成措置を講じたわけでございます。これを提示いたしました。それを踏まえた上で採炭を継続してかかるか、それとも閉山に踏み切るか、そのぎりぎりの厳密な判断を労使双方に求めているのが今度の政策の前提になっておるわけでございます。採炭の客観条件は、ますます、深層採掘ということになりますし、むずかしくなることはあっても案になることはないと思ひます。しかし、なお各企業内部あるいは企業相互の間あるいは流通面等の体制の整備等にすきを入れる余地がございますならば、それも積極的に入れまして、そうして何とか再建の目安を立てていただくという運びにいたしたいというのがわれわれの考えでございます。私どもはこれまでの新政策を提示いたしましたからの動きを見ております。私どもは、私どもは必ずしも不可能でない。みんな関係労使とも真剣になってきていた。いっておりますので、必ずや再建の糸口を、これを契機にしてつかんでいただけるものと思っております。いろいろ客観情勢はむずかしい情勢でございますから、労使双方ばかりに期待することなく、石炭行政の上におきましても十分親身になって相談いたしまして、このけわしい環境を乗り切っていくべきものだと思ひしております。第でございます。

○中村(重)委員 大臣のいまのお答えの再建の見通しについては、私は必ずしも大臣と同じような

解釈というか見通しについて同意できない面があるのですが、どうして経理が好転しなかったかという点については、私は全く大臣のいまのお答えのとおりであると思ひつています。

そこで一番最後にお答えになりました経営者の企業意識が弛緩していかぬかという点、この点についてはそういうことがなかったとはいえないという点、私はこの点が一番重大な問題点ではなからうか、こう思ふのであります。労働者がほんとうに第三次にわたる石炭政策に対して満足しておったかという点、非常な不満であったということは御承知のとおりであります。ところが労働者のこの不満というものは間違いないであつたかという点をなめてみますと、そうではなかった。炭労の労働者が政転闘争というのを必死にがんばり抜いてきたということにつきましても、第三次の石炭政策の失敗を振り返つてみますとき、やはりそうであつたというところを感じるのは私一人ではないのではなからうかという感じがいたします。いま大臣のお答えになりましたように、石炭の再建というものは労使が一体となつて、再建の意欲を持って取り組んでいかなければならぬ、そのとおりだと思ふ。それならば、ほんとうに労働者が魅力ある職場として、安心して働く職場環境をつくっていくというところに最重点が置かれるべきではなからうかと私は思ふのであります。その点が欠けていた。さらに経営者も石炭はもうかる仕事ではない、もうからない、これは経営者が一番知つておつたと思ふ。したがつて、石炭再建のための意欲を燃やしてきたというように私は私は思ふ。何かもうかる仕事をさがし求め、そしてそのほうに資金を投入していくというふうな違つた方向に意欲を燃やしてきたのではないだろうか。労働者に対しては資金をできるだけ低く押えていくとか、あるいは保安対策に対して労働者の命を守るといふところに精魂を打ち込んでいくのではなくて保安をサボつてきた。そういうことから相次ぐ山の事故というものが起こつてきた。低賃金、悪い職場環境、さらに命を失う

ということになってくると、労働者の離山ムードというものが高まってくることは私は当然だと思ふ。そういうことでは生産意欲というものが盛り上がるはずはございません。再建の意欲、労使が一体となつて何とかしなければならぬのだというふうなそうした気持ちの高まりというものを期待することは無理ではなからうかと私は思ふのであります。過去三回とつてまいりました石炭政策に肝心かなめのそうした根本的な対策が欠けておつたというところをいまに考えなければ、大臣がこれからは何とか労使と、そして政府ははじめその他のものが一体となつて石炭再建をはかるならば何とかなるのではなからうか、なるほどそうでありましたけれども、そのためにはいままで失敗をしたその欠陥を埋めていくということではなからうか、いま大臣のお答えになったいわゆる再建の成功というものはあり得ない、このように考えるのしつけがましくなるかもしれないけれども、観念論ではないと思ひます。だからほんとうに大臣が、あなたにして労働者のほんとうの声を傾け、そして労働者が安心して魅力を持って働き得る職場というものを再建していくということではなからうかと思ひます。労働者の労働賃金も、なるほどよくも上がつたかもしれないけれども、しかし類似の鉄鋼関係の労働者の賃金と比較いたしますとき、はるかにこれが低いというこの現実を無視しては問題の解決にはならないのではないでしようか。

端的に私は申し上げる。労働者の離山ムードを鎮静をしなければならぬ、労働者の命を、暮らしを守る職場をつくつていかなければ再建はできないのだということを大臣の肝に銘じて、そうした決意の上で立つて取り組んでもらわなければならぬのだ、私はそのように思ふのであります。この際、ひとつあらためて大臣のお答えと決意を伺つてみたいと思ひます。

○大平国務大臣 仰せのとおりでございます。再建の肝心かなめの柱は労働者の定着と勤労意欲

にあると思ひます。その前提といたしましては、何としても保安の環境が十分整備されていなければならぬと思ひます。昭和四十年ころに比べまして、保安の状況も全体としてそう悪くなつたとは思ひません。延べ百万人の稼働に對しまして、六人ないし七人という死亡率が記録されたわけでございますが、それ自体は四十年、四十一年ころに比べまして、ずいぶん改善されたと思ふのでございます。しかしそれにいたしまして、なお依然として最近みないような大きな事故が起こるという点、先ほどの企業意識の弛緩につながる問題が伏在しておつたのではないかと思ふのでございます。そこで今度の石炭政策の一番基本には、中央鉱山保安協議会のほうで御答申いただきましたことを文字どおり忠実に実行に移そうじやないか、再建の前提といたしまして、長期の保安体制の整備ということに踏まえた上で、それができなければ再建を認めないというくらい強い姿勢でいこうじやないか、したがつて、予算的にも思い切つた増額を保安のために割愛したという点は、中村委員におかれましては御理解いただけたと思ふのでございます。

それから賃金の問題でございますが、過去の記録をずっとトレースしてみますと、確かに炭鉱労働者が上位の水準の賃金を享受しておつたのでございます。が、だんだんだんだん他産業に比較して相対的におくれをとつてきた。地下深く日の目を見ないところの労働でございます。しかもその条件がますます悪化するところでございます。そういう経過をたどつてきたというところは、私もから判断いたしました。耐えられないことであつたと思ひます。したがって、いましてこの処遇の問題につきましては、新政策において特に力点を置いて考えなければならぬことだと思ひます。従来のペースをこえて賃金水準の上昇を見込んでございます。しかし、これは一応の予算的な見積もりでございます。これから労使双方もつと努力をしていただいて生産

性をあげていただくことによって、その水準はさらに好転が期待できるわけでございます。したがって、そういった保安と処遇の問題あるいは生活環境の整備、そういった点に周回の配慮をいたし、あわせて離職した場合の措置、退職時の処遇、そういったことにも十分の配慮がなければ、現に就労いたしておられる方々の定着性を保証することができない関連にありますので、そういった点にもできるだけ配慮を加えようということで、精一ぱい努力をいたしておるところでございます。万事が万端満足すべき状況にあるなどというわけでは決してございませんで、足りないようなところもございませうけれども、一応新政策の考え方の一番根底に保安の整備、保安体制の整備という点をベースに置きまして、それから賃金あるいは生活環境の充実という点を加えて、さらに退職後の問題につきましても措置を誤らないようにするというようなことを通じまして、いま御指摘の点について対応策を考えておるわけでございます。大方の御理解を得ましてこの政策が成果をあげることができまうように祈っておるわけでございます。その成果をあげるにつきましても十分行政的にも協力を惜しまない決意でおります。

○中村(重)委員 大臣、いまお答えのとおり、退職金の問題等々見ると、大臣が、いわゆる石炭の再建をはかっているために労働者が魅力ある職場をつくっていかねばならないのだという気持ちで取り組もうとしておられる意欲は、率直に私は認めたいと思えます。ですけれども、大臣、労働者が今度の再建案にも大きな不満を漏らしておる。いわゆる反対であると言っておる。国有化でなければならぬのだ、こう言っておるのです。私もそう思っています。しかし、いまストリートに自民党政権下の中において国有化が実現をするとも考えていません。しかし、そういう方向でなければならぬということは、社会党であるとかあるいは炭労だけでは足りないだろうと思うのです。何か現在の政策から一歩前進した、ほんと

うに石炭の山が再建し得る体制、そういうものをつくらねばならぬのだ。そうしたならば、労働者も国有化を目ざすけれども、やはり再建のために取り組んでいこう、そういうような意欲が私は高まっているのではないかとおもうのです。そこを大臣がどうお考えになっておられるか。いま大臣がお答えになりましたようなことは何回か伺っておりますし、そのことは労働者にも伝わっております。大平通産大臣のそういう意欲というものを承知しながら、なおかつ石炭の労働者はそれでも石炭産業は再建できないのだ、こう言っているのです。そこを考えると、ほんとうに石炭の山を愛しているものは、労働者が一番愛しておると思えます。石炭の経営者がほんとうに労働者ほど石炭の山を愛しているのでしょうか。山ぐるみの閉山というところで特別交付金をとってやめようという意欲が相当強く働いているのじやないでしょうか。石炭よりも他の産業へ、他の事業へ手を出していこうというふうな気持ちで強く働いているのじやないでしょうか。私はそれはそれで石炭の再建というものは、通産大臣のそうした意欲にもかかわらず、成功しないと思えます。だから大臣がそのような熱意を持っておられる以上は、やはり労働者のそうした声にほんとうに耳を傾けて石炭の再建のための抜本策をこの際考えていかねばならないのだ、しかもそれはいつかはやろうというのではなくて、できるだけすみやかに、困難はありましようけれども克服して、問題の解決をはからなければならぬ、そういうことが私は必要ではなからうかと思えます。その点に対する大臣のお考え方を伺ってみたいと思えます。

○大平通産大臣 この新政策を打ち出したときに、世間からの批判をいたしまして、石炭のエネルギー資源の中における位づけというふうなものはつきりしないという点に一つの論議が集中したと思えます。それは仰せのとおりだと思っております。われわれは原料炭として、あるいは

電力用炭として将来を展望いたしまして、この程度の需要は安定的に確保できる、日本の固有のエネルギー資源でございますから、これは政府が腰を入れてお助けして再建をはかる値打ちがあるんだというふうな反応でお答えをいたしたわけでございませう。しかしいま中村さんがおっしゃるように、もう一歩進めまして、この点をもっと掘り下げて、海外でわれわれが期待いたしております石油でございますとか原料炭でございますとか、そういった資源の手当ての見通し、国内の需要の見通し、そういった点から見て、国内にある石炭資源というものの評価をもっと克明にやってみて、国内の石炭資源の位置づけというものをはっきり示すこと、そのことは単なる一応の見込みであるというふうなことでなくて、もっとはっきりとしたものを提示しなければならぬと私は思っています。われわれの任務であると思えます。

それから第二点として体制問題でございますが、私は石炭政策は別名でいえば体制の問題であると思えます。結局つまるところ体制の問題に帰して来るとおもうのでございまして、体制問題を、われわれの受けとめ方は、石炭鉱業審議会に体制部会を設けて、そこで鉱区の調整をございましてとか流通の問題をございましてとか、そういったものをケース・バイ・ケースで取り上げて処理していきましよう、それに対して政府は勧告権を留保しておきましようというふうな受けとめ方であつたわけでございませうが、これもいま御指摘のように、それだけではどうもいけないうふうな一方において国営案が出ておるといふような緊張した課題を前にして、石炭鉱業審議会のすみっこに体制部会を設けてケース・バイ・ケースで処理していきましようというのはいかにもパラスがとれない受けとめ方じやないかという御指摘、これももつともだと思つたのでございませう。したがって、前段申し上げましたような石炭資源の位置づけの作業を進めつつ、一方におきまして体制問題の処理というものをもう少し長期的に腰を落した検討に入らないといけないのでは

ないかと存するのでございまして、私もはこの政策を発表いたしまして以来、国会等の御議論等も十分承り、新たな反省を加えて、この体制問題の処理をもっと大きな、大がかりなものに、かつ長期的なものにして、真に石炭産業のすわるべきいすというものをちゃんときめて差し上げる。そのことが労使双方の再建意欲というものにつながる問題である。と同時に石炭産業の近代化、合理化、生産性の向上、そういうことを結果するものであると承知しておるのでございまして、新たなふりこをこらしまして体制問題に本格的に取り組みという姿勢を確立いたすべく、目下具体的な仕組みを考案中でございまして、国会方面の御指導、御鞭撻をお願いする次第でございませう。

○中村(重)委員 私がお尋ねしたい体制問題の核心に入つてまいりましたが、商工委員会におきましての質問の時間の関係もございませうし、岡田委員をはじめ、同僚委員からひとつその点に対しては掘り下げて御質疑を願うことにいたしまして、経理の問題についてお尋ねをしてみたいと思ひます。

この経理監査あるいは監督をやっておられると思うのですが、どういふ方法で監査、監督をやっておられるのか。年に何回くらいやっておられるのですか。それから立ち入り検査というのはどの程度やっておられるか、伺つてみたいと思ひます。

○中川(理)政府委員 御承知のように経理規制法、それから再建整備法、両法におきましていろいろと経理の規制をやっておるわけでございませう。ことに元利補給契約という新しい制度を国がとりました以降、再建整備法のほうではより強い経理規制をやっておるわけでございませうが、お尋ねの監査につきましては、再建整備法について申しまうと法の第十六条に「監査をしなければならぬ」ということで通産省の任務に相なつておるわけでございます。一年一回は確実に監査をいたしておるというところで実施をいたしております。

○中村(重)政府委員 私も十六条による監査をしなければならぬということになっておることは承

知いたしておりますが、何と申しまして多額の財政投資をやっておるわけでありまして、法律にそう書いてあるからそれで一年に一回やればいいのだというようなことだけでは足りないのではないかと。特殊法人か何かの監査ではございません。しかも石炭がそうした政府の財政投資と他の私企業に見られないような手厚い措置をやっておる。にもかかわらず、監査、監督というものをきびしくやっていると。しかも問題点を、何かミスをやっていないかというふうなそういう監査よりも、ともかく監査を好転させる。石炭産業を再建させるのだ。せっかく投じた金がむだにならないようにしなければならぬのだというその考え方の上に立つて、私は監査、監督というものは積極的にいわれる前向きでやっていると。それでなければならぬ。単なる監査ではない、この監査の目的というものを十分私はわきまえて取り組んでいくということとなければならぬ。それをやってきたのかどうかということをお尋ねしておるわけです。

○中川(理)政府委員 たいへんよくわかりました。全くおっしゃるとおりでございます。会計検査院が検査するということな検査というものであつてはいいないのでございまして、経理規制法をごらんいただきますとおわかりをいただけると思つてございまして、経理規制法では、先ほどは再建整備法の条文を申し上げましたが、経理規制法では監査の規定は第六条に書いてあるわけでございますけれども、その前の第四條に、指定会社は事業計画と資金計画を届け出なければいけないということ、毎年どういう事業を考へておるか、それに対する資金裏打ちの計画はどうするということとを事前に届け出ることになつております。私もはしがいてまして、この届け出段階で一回、会社の考へておることがほんとうに石炭会社のまじめな経営というもので十分なものであり、適当なものであるかどうかということ、この届け出によつて一応審査をいたしておるわけでございます。事後監査にあらましても、事

前チェックの事業計画と資金計画の届け出の面から見て、そのとおりをやっておるかどうかということとやるということとでございますので、一般的に事後に何か間違いが起つていらないか、不正が行なわれていないかという、消極的なエラー防止という意味での監査というよりは、積極的に考へた事業計画、資金計画とマッチした適当な事業運営をやっておるかどうかという意味で監査をいたしておるわけでございます。先生の御指摘どおりの気持ちで仕事をいたしておるつもりでございます。

○中村(重)委員 お尋ねしました立ち入り検査はやつていますか。

○中川(理)政府委員 これは私も監査班という特別のものを設けておりまして、巡回いたしまして、立ち入り検査をやっております。

○中村(重)委員 これほど、この経理規制の対象としている企業でも、松島、宇部、太平洋、日鉄とあるわけですね。それから再建整備法によるところの企業というものがあつて、それがどの程度の規模で、人数にいたしても何人ぐらいでこのような大規模の監査をおやりになつておりますか。

○中川(理)政府委員 監査につきましても、ただいま中村委員御指摘のとおり、おのずと軽重がございまして、俗稱でいう肩がわりを受けている会社と、先ほど仰せられました宇部興産のような一般的な規制法の対象という程度の会社と、おのずと私どもも重点の置き場所を変えなければいけません。今回の政策に従つて申し上げようならば、再建交付金の交付を受ける会社というふうなものにはより厳正な監査をやるべきである、こう考へております。

対象がこれだけあるのだから、どのくらいに陣容で監査業務を行なつておるかという御指摘でございますが、いまちよつと正確な数字を私持っておりませんが、監査班は、この仕事の重要性から見ますと、定員の関係で私ども不満な状態でございます。四、五名ぐらいしか

おらないはずでございますが、片方炭政課に資金班というものを設けており、これは先ほどお答えいたしました資金計画の段階で逐一的に計画をフォローしておる班でございますので、実行部隊といたしましては、この資金班の六名を含めまして十名程度の人間の中で、対象会社の大小、これを考へまして適当な編成で出しておるわけでございます。先ほどお答えいたしましたように、現地にに向いて行なうことが多々ございますので、この際には通産当局の職員を共同作業をさせるという意味で、人員不足を補つております。それから場合によりましては、計画課、炭政課等の事業計画のほうについての採炭のエキスパートを加えまして、大手、中小の度合いに応じ、かつ肩がわりを受けておるかおらないかという度合いに応じた編成をそのつどとおるわけでございます。

○中村(重)委員 大臣、お聞きのとおりでございますが、私がお尋ねをして、何人だろうかと云つて、炭政課長と相談をして尋ねてみなければならぬという程度です。だから熱意不足だとは思は言わないのです。現在ですら経理規制法、再建整備法、対象企業は多いのです。おそろく立ち入り検査というものをほとんどやっておられないと私は思う。消極的なエラー防止の監査であつてはならぬ。ほんとうに財政投資をやつて石炭を再建させなければならぬという積極的な意味の監査、監督、指導というものがなされなければならぬ。これは炭政課長はじめ炭政課の人たち、その他関係方面がやろうという意欲を持つておられるかどうかというところは、私は疑いたくはございません。しかし、金がない、人がないではどうにもならないです。機構の面においてもほんとうにこの目的を達成するための体制を、まず通産省から確立をしていくことが必要だろうと私は思ふ。これから全部の山が安定補給金を受ける、再建整備法の対象になる、そこあたりのかまえていふものが大きな問題点になるのではなからうかと私は思ひます。それらの点に対して大臣はどう対処して

こうとお考へになりますか、お聞かせを願ひたい。

○大平(国務)大臣 巨額の国費を投入いたしまして再建を期する以上、仰せのように、私どものほうで、事前事後にわたつて十分の監督、監査を怠つてはならないと思ひます。先ほど申しましたように、大前提は、何と申しまして、労使の協力と再建への意欲でございます。その点特段の御奮発をお願いいたしますとともに、役所側におきましても、新政策の実行と並行いたしまして、監査班の整備充実、その監査事務の活発化、そういう点については、私自身も特に留意してまいりたいでございます。

○中村(重)委員 いままで監査をおやりになりまして、処分を受けた企業がございまして、利益金の処分であるとか、その他の処分をやつた企業はございまして。

○中川(理)政府委員 監査は、私も相当熱心に行つておるつもりでございますが、法律に基づきまして処分をするというふうなことはいたしておりません。結果としては相なつておりません。むしろ不適当なことになるのではないと思はれる事項は、事前に、事実上の行為をいたしまして、指導を加へまして、直させておるということとでございます。法律上に基づきまして直接な処分をいたしたということはないと。ただ、中村委員おっしゃいましたように、先ほどちよつと私理解しにくかつたのでございまして、利益金処分というお話がございまして、これは、御承知のように、事前に通産大臣の認可を受けなければ利益金処分の効果が出ないのであります。この段階では、十分に法律の条項に照らし、目的に照らしまして、正確なる認可をいたしておるつもりでございます。

なお、大きく問題になりがちでございますのは、他部門経営との関係におきましての社外投資といたつた問題でございます。これにつきましても、再建整備法ではきつめて厳格な規定を置いておりまして、事前に私どもが十分チェックを加へ得る仕組みになつております。

この段階で会社がこういうことをしたいと言っているものを指導で差し止めさせたということとはしつばしでございます。したがって、監査段階でものをいうというよりも、より重要な事項については事前に指導を加えておる次第でございます。

○中村(重)委員 私がお尋ねしました処分というのは、いま後段でお答えになった点をお尋ねしたわけですね。法律に基づいての処分というものを、これはあったかどうかということはお答え願ったのですから、それも必要だったわけですが、むしろ後段の処分、いわゆる利益金の処分あるいは社外投資等、当然問題になる点が多々あるだろうと私は思う。だがしかし、それは事前にチェックして、そういうことが起こらないようにしたというが、しかし、限られた人員で十分チェックし得たかどうか。巧妙なやり方というものをやると、社外投資をやったりしておる事実もないとは言えないと私は思う。いまあなたが答えになったように、相当厳格な監査をやっているというならば、その監査の中で、この利益金処分、この社外投資は間違いないという指摘、処分というものがあつたのではなからうか、そう思うのです。それがなかったという点について、事前にチェックしておつたのだから、ないのがあたりまえだというよりなことだったのでしょうか、疑念というものが起こらなかったということが私はふしぎにたえない。その点どうですか。

○中川(理)政府委員 経理規制法は御承知のように、昭和三十八年度から行なわれておる法律でございます。それから再建整備法は、御承知のように、元利補給契約制度というものを、前回の答申に基づきまして、政策として採用いたしましたことにかみましてつくられた法律でございますので、四十二年の法律でございます。そこで、率直にお答えいたしますと、私、三十七、八年時点の責任者ではございませんから、あるいは差しさわりのあるかとも思いますが、前の時点におきましては、従業員の出職その他の観点から、石炭

炭企業が石炭の赤字を埋めるために、あるいは閉山に伴って従業員の転職先を見出してやるためにいうかっこうで、兼業事業というものにつきます。その考え方というものは、比較的実情に即してやるべきことが望ましい場合もあるという感じではあります。といたるところが実態ではなからうかと思ひます。しかしながら、一千億の元利補給契約をいたしました時点におきましては、国がこれだけ財政資金を使ひまして、石炭鉱業の再建のために力をつぎ込むというところに相なりまして、従来のような社外投資融資というものの考え方そのままではいけないうであらうということが、再建整備法の中に厳格な社外投資融資の規制事項が入つたゆえんでございまして、これ以降につきますのは、この法律が施行されたものと、私が石炭を担当いたしましたのは大体同一時点でございまして、この際、従来の多少甘いかもしれな

いという考え方を払拭して、社外投資融資については、私のほうは厳重に考えますということとを、協働側にも私にたびたび出て話をいたしました。それで以降、届け出の社外投資融資につきましては、重要案件はすべて私自身直接内容を聞いて、所要の修正をさせるというふうなことをやってきました。でございますので、四十二年以降におきましては、監査でもそのような答えが出ておりません。これは、それをくぐつてなおかつやっております。これは、それと私は信じております。会社側におきまして、一千億の肩がかりを受けた以降の役所側の行政指導の方針というものは、十分浸透いたしておるはずでございます。にもかかわらず、最近やはり会社側が届け出の下相談になる案件の中には、私としては賛成できないものも間々ございまして、これは事前段階で訂正をさせておるといふ状況でございます。

○中村(重)委員 お答えがございましたように、離職者対策事業というところで、むしろ石炭局のほうから積極的にこれを奨励してきたという事実は私も認めます。また、その必要もあつたらうと思ひます。しかし、だからといってその事業に

元利補給で財政投資をしたものを投入しろということとは、これはやってもいいだろうし、やるべきではない。またその金がむしろ銀行のほうへ行ってしまったということにもなるわけですね。だからその金が、直接社外投資であるとか、離職者対策もある意味においては社外投資になるわけですが、それに直接行つたといへないのです。しかし、あくまでそれは補完的なものであつた、石炭再建のために、そうですね。だからやはり石炭企業の企業努力というものを求められた。銀行融資もあるだろう、あるいは開業資金その他の事業団、あらゆる資金というものを企業は努力して融資を受けて、あるいは節約をやつて再建をはかつていかなければならない。ところがそういう金を石炭のほうにつぎ込むのではなくて、ほかのほうへつぎ込んでいったという事実は否定できないだろう。監査というものはそういう多岐にわたつてやつていくのでなければならぬ。先ほどお答えになりましたように、法律に基づいてこの監査をやつて、それに基づいて処分をするといつても、直接的に財政投資をやつて金をほかに流用してはいない限り、ひつからないかもしれない。しかしそれは狭い。やはりほんとうに再建目的というものを達成させるためには、監査と指導というものが必要になるというのを私が強調したのは、そういう点にあるわけですね。だから、やはり法律に基づいて処分の対象にならな

いにしても、再建目的という観点からは、いろいろと事前チェックだけではなくて、監査の中で注意をする、そしてそれを是正させる、そういうこととあるべきである、私はこう強調しておるのであります。だから、今度は安定補給金の支給が拡大される、全体に及ぼすことになつてまいりますと、これからはどうするか、配当金なんかの問題も当然考えなければならぬと思ひますが、そういうこともこの際これをどうチェックし、これを押えていこうとするのか、そこをどうお考えになるのか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○中川(理)政府委員 先ほどお答えいたしました

ことに若干補足を加えますと、現在の私どもの考え方におきましても、適当な事柄であり、かつ石炭鉱業の再建というものに支障がない限りにおいて、全面的に他事業を禁止しようという気持ちは持つておりませんけれども、先生御指摘のように、財政資金がそちらのほうにいかないということとはもとのこと、財政資金と関係のない、石炭事業で出入りする金というものが、そちらのほうにいかないということ、やはり相なるべくはそうあるべきである。そこで、四十二年以降と申しましても他事業を認めているものがございまして、そういう場合のおおむねの状況はどういうことかというのを御理解いただいたほうがよろしいのではないかと申すのですが、私ども事前段階で相談を受けて、やはり石炭会社の収支損益面において貢献するような事業であつて、石炭側の資金が流出しないということであれば、これは認めるにやぶさかでない。その場合、私がいままでぶつかりました事項で、よろしかろうと言つておるのは、おおむねこういうケースでございまして、たとえば石炭会社が土地を持つておる、これを、経営が苦しい状況でございますから他人に売つて、赤字の補てんをしておるということがあつたわけでございますが、他人に売つては安くしか買つてもらえないというふうな状況がある。他面、その土地を利用して会社で何かやるということであれば、具体的な計画としてものが考え得るという状況もございまして、そのときに、土地その他を現物出資という形で新しい会社をつくりまして、その会社の所要資金をその事業のためにというところで、その事業の収益性に着目して取引銀行が融資をしてくれるという状態であれば、これはかまわない。いわば石炭の経営に關係する金の出入りと無縁に、その事業のために銀行が貸してくるという場合やむを得ないであらうと申します。か、差しつかえないではないかというふうな考え方で処理をしておりますので、もしそういうことで構想しておりますが、結果として石炭の金を出しておるようなことがあつてはいかぬから、それ

は監査を十分やるべきではないかという御指摘であれば、十分初めの構想であり、約束どおりのことをやっておるかどうかが、今後の問題といたしましても厳重に監査の実施をさせたいと思っております。

それから、お尋ねの利益金処分でございますが、私も、今回の政策で、石炭鉱業の再建というために大きな額の支出をいたすわけでございます。国民の立場から、国の立場から見まして、利益金処分というものは厳重な規制を加えたいと考えておるわけでございます。

安定補給金の交付に關連いたしまして、利益金処分を今後どのようなものとして考えておるかというところでございますが、規則法の適用に対しての利益金処分の考え方をいたしましては、一割をこえて配当するような場合、これはやはり安定補給金を交付する必要があるという考え方に立たざるを得ないものとしていま準備をいたしておるわけでありまして。

なお、こう申しましても、そのような事態になる企業はたしてあるかないかということになりますと、きわめて少なからうということだけは、誤解のないように申し添えておきたいと思ひます。ほとんど配当できるものというものはそうはい、こう考えております。

○中村(重)委員 まあ中小炭鉱は黒字の企業があるわけですから、配当金というものはあるであらうというところが予想される。これはなかなかむずかしいので、利益が上った、これは全然その配当もないんだというふうなことになる、そういう面から意欲をそぐことにもなってくる。かといつて、国民の税金をそこへ投入していくところだろう。まあ、常識的にこの点は考え、いま一割ということをお答えになったわけですが、私は、それには、配当金を出しているものは一切規制の対象にしろとか、そこまで言い切ることにはいろいろ問題もありましようから、石炭の山を再建する、かといつて、企業を甘やかすというふうなこ

とであつてはならぬという点を十分ひとつ考えて、実情に即した規制なり指導をおやりになるということが必要だろう。隠れたことは絶対に許さぬ、そこいらが一番問題点だろうと思ひます。案外持つていくところに相当大きいむだが出てくるであらうということになってまいりますから、そういう意味の監査指導ということも十分やつてもらいたいということをお願いをするわけであります。

それから、十五万トン以下の企業は、これは経理規制法の対象にしない、今度、財務基準則が何かをおつくりになるといふことを伺つておるわけでありまして、どういふ方法でこれはおやりになりますか。野放しにするというところには問題があるように感じますが、どういふことですか。

○中川(理)政府委員 御指摘のように、十五万トン以下の炭鉱と申しますものは、間々株式会社組織もつていないという形態のものが多いわけであつて、これを規制対象に加えますことは、実際上私も、先ほどお話しのごさいますこと、監査その他という観点からいたしましてやりにくい、やつても無意味だといふ場合が多いございますので、むしろ十五万トン以下の小炭鉱につきましては、法規制の対象にするというふうには、いまおっしゃいましたように、経理処理の準則といったようなものを会社側にきちんとさせてもらふというふうなことから進んでいかなければいかぬのではなからうかと考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 それから、区分経理の問題で尋ねたいんですが、答申では、区分経理がだいたい問題になったようでございますが、今度はこの石炭部門と兼業部門とを区分する、こういうことになるのではないかと申しますが、この点は答申にあつたが、必ずしも方針としては明らかでないわけですが、その点はどうかお考えになつていらつしやいますか。

○中川(理)政府委員 勘定区分を設けて、石炭部門と兼業部門との区分を明らかにする。それか

ら、新しい政策適用前の会社の経理内容の実態と政策実施後の経理の内容とを明らかにする必要があるという議論を、審議会において行ないましたゆえんのもの、いろいろ御批判もあつたんでございますけれども、今回重ねて再建交付金を出すというところから出てまいりました問題でございます。したがうして、私も、この区分経理問題は、再建交付金の交付に直接関係づけされたものとして考えておるわけでござい

ます。経理規制法は、御承知のように、再建交付金の交付を受ける対象会社ではなくて、そうでない、一般の会社を規律する形になっておりますので、私も、この区分経理、勘定区分の問題は再建交付金の交付を受ける会社に対しての問題ということで処理をいたすつもりでございます。

なお、本法経理規制法の指定会社となる会社について、区分経理などを含む経理基準の準則を定めて、これに従うことを義務づけるかどうかというところにつきましては、まず取り急ぎは、いまの再建交付金の交付対象といふことで考えておりますけれども、本法につきましても、こういうことを考えるべきかどうかといふことは、目下鋭意検討をいたしておるという状況でございます。

○中村(重)委員 この答申では、区分経理を十分やらなかつた場合は是正勧告を行なうべきだといふことになっておつたようですね。そうすると、やはり経理規制法の改正案を出しになります以上は、やはりこの点を明確にすべきではなかつたんでしやうか。いま検討するとおっしゃつたんだけれども、私は、まず当然、この答申の趣旨からいつても、再建整備法だけではなくて、経理規制法の中でもその点を明らかにすべきであつた、こう思うのですが、そう思いませんか。

○中川(理)政府委員 先ほど私、お答えいたしました審議会の議論は、再建交付金を中心にして経理区分問題が出ておるということでございますが、ただいまの御意見もございまして、勘定区分問題、区分経理についての経理処理の準則とい

うものにつきましては、規制法の中でも考えられるように検討したい。これは法文そのものでございまして、法文を受けた準則ということでも十分処理できると思ひますので、御意見を頭の中に入れて処理をいたしたいと思ひます。

○中村(重)委員 あとの質問者もあるようでありまして、これからやめませんが、最後に重ねて大臣にひとつ注意を喚起したいと私は思ひますのは、やはり社外投資の問題を十分ひとつ把握する必要があります。これから財政投資四千二百億円、五年間にわたつてば大きな資金が投入される。いま質疑応答の中で、大臣もいろいろとお考えになつた点もあるのではないかと、こう思ひます。石炭の山の再建をはかるというためには、大臣お答えになつたとおり、労使がほんとうに意欲を燃やしていく。その経営者の意欲といふのは、ほんとうに事業でございまして、金のもうかる事業をやらなければならぬ、石炭の山の再建はかつていかなければならぬ。貴重な国民の税金から財政投資といふものがなされておるのだ。その責任といふものを十分ひとつ認識をさしていただくことが私はきわめて重要であると思ひます。

いま四十三三年九月末で、私の調査によりますと八百六十二億円の社外投資がなされておるといふことでございます。ですから、その点に対しては申し上げましたように監査の機構の問題、それから意欲の問題、通産省自体の責任の問題、その点を十分徹底をして、ほんとうに体制再建問題とあわせて石炭の再建を、大臣いま確信を持っておられるようでありまして、その確信がほんとうに実りあるものになるようにひとつ対処してもらひたいと思ひます。このように思ひますのでありますが、最後にひとつ決意を伺つて私の質疑を終わりたいと思ひます。

○大平国務大臣 御指摘の点につきましては新政策の趣旨、法律の指示準則にのっとりまして厳正かつ周到に配慮してまいります所存です。

○平岡委員長 田畑金光君。

○田畑委員 事務的にまずお尋ねいたしますが、時間の制約もありますので、ひとつ問題点だけをお尋ねしてまいりたいと思いますが、この経理規制法の第二条に規定してありますいわゆる指定会社は現在幾つありますか。どの会社とどの会社なのか。

○中川(理)政府委員 改正前の現状では四社であります。個別名称をあげますと宇部興産、日鉄興産、松島炭鉱、太平洋炭鉱、これだけでございます。

○田畑委員 今回の法律改正によれば、いままでの指定会社を指定する条件に對しまして、新たに安定補給金を受けた会社にしてまた年産十五万トン以上の出炭量の山を指定する、こういうことになるわけでありまして、今度のこの法律改正によつて指定会社が幾ら追加になるのかお尋ねします。

○中川(理)政府委員 今回の改正によりまして、安定補給金を受けている会社を指定の対象として追加いたしますところから、これによりまして指定会社は二十社程度になるものと考えております。なお経理規制全体の対象になりますのは、先ほどの再建整備法による規制対象というものを考えますと、これが二十七社くらいという予想でございますので、適用法規は違いますが、経理規制の対象になる社数は四十七社程度というふうに考えております。

○田畑委員 いまの御答弁は、経理規制法に基づいて新しく追加指定を受ける会社まで入れると二十社、再建整備法に基づく指定会社が二十七社、計四十七社にのぼるであろう、こういうことと承りましたが、それでこの経理規制法の改正に關連して、安定補給金を受ける会社にして年産十五万トン以上の会社は追加指定をする、こうなっておりますが、この安定補給金の金額についてはたとえば五億以上であるとか、十億以上であるとか、こういうワケを設定してないのはどういふわけなのか。と申しますことは、従来の指定会社は政府機関からの借り入れ残高が五億という金額の制限があるわけですね。五億以上残高がある。それに十

五万トン以上、こうなっているわけでありまして、今回の安定補給金についてはいわば五億なら五億に相当する金額というものはないわけですが、これはどういふわけワケを設けなかったのか。

○中川(理)政府委員 現行法では御承知のように財政資金の融資を受けておられることが指定会社になる要件でございましたので、開闢合理化事業団等から金を借りるといってあります場合、これは直接の補給ではございませんので、普通の意味における政策的優遇は行なわれておりますけれども、金融を受けているということだけで指定会社にするという以上は、やはり相当額の融資を受けているという必要があるということで金額の制限をいたした次第でございますが、どちらかと申しますと、今回の改正はむしろ性格的な問題でございますまして、安定補給金という全くの補助金を受けるわけでございますので、これを経理規制の対象に加える、こう考えたわけでございますが、その際、お尋ねは安定補給金であっても融資の場合と同じように受ける額の大小があるのだから、これについても限度をつけたらどうかということでございますが、御承知のように安定補給金は出炭量にリンクいたしておりますので、現行法にございます十五万トンというシーリングがございます限りにおきましては、これを金額表現をいたしましても重複になるだけでございまして、十五万トン以下を対象にしないということとは、逆にいいますと十五万トン以上のものにいままでしております安定補給金をかけた金額以上の安定補給金を受けたものという同一意味でございまして、出炭量による限定を加えておけば安定補給金の額の規定を置く必要はないもの、こう考えた次第でございます。

なお、先ほどの説明で若干補足をいたしますと、指定会社の数をお答えいたしました、今回の改正によりまして再建整備法による規制と相並びまして政府の経理規制を受ける会社の数は四十七でございますけれども、出炭量から見ますと大

体総出炭量の九三%をこれらの会社が担当いたしておりますので、大部分について経理規制の対象にしたというふうに御理解いただいてよろしいのではないかと思います。

○田畑委員 安定補給金というのはいままでもありますね。中小炭鉱と再建会社ですね。中小炭鉱あるいは再建会社等についてみますならば、安定補給金、そして年産十五万トン以上、こういう会社が現実にあつたわけですが、これはいままで経理規制の対象として安定補給金については考慮の外に置いてきたわけですが、今度新しく出てきた。こういうことはどういふように解釈すればよろしいわけですか。

○中川(理)政府委員 提案理由のところで大蔵から御説明いただきましたように、従来百円ないし百五十円という程度の安定補給金であつて、かつ対象も再建会社と中小炭鉱だけに限定しておつたという状況でもございまして、安定補給金の使途につきましても、交付規則によりまして限定を加えておつたということをもつてすれば、従来程度の安定補給金であれば現行法で差しつかえない、こう考えておつたわけでありまして、提案理由に際しまして御説明いたしましたように、三百円、五百円という大幅な安定補給金の増額をいたすことでもございまして、この対象も今回は大手にも均てんさせる、こういうことにいたしましたわけでございます。これらのことを考え合わせますと、この際安定補給金のウエイトというものが政策の中でも非常に高いものとして位置づけました以上、政策的な平仄という意味合いにおいて経理規制の対象にいたす。ただ事務的な便宜がございまして、十五万トン以下のものは従来どおり対象にしないということと考へた次第でございます。

○田畑委員 いまの局長の論理からいふならば、先ほどの質疑応答の中にも出ておりましたが、答申の中にあります経理区分を明確にすべしという点は、ことしの予算措置を見ましても、元利補給金については百十二億、再建交付金が三十六億

余、安定補給金が百二十億余にのぼつておるわけでありまして、したがつて経理区分勘定を明確にすべしという答申の趣旨からいふならば、経理規制法の適用を受ける対象企業と、再建整備法の規制を受ける対象企業との間に甲乙の差別をつける理由はなくなると思ふのです。だから、そういう意味からするならば、やはりこの際経理区分を厳格にして経理の規制を強化するということは、答申の趣旨から見ても当然の措置であり、それはまた政府としてもなさねばならぬ方向だと考へるわけでありまして、この点について一度ひとつ御答弁を願います。

○中川(理)政府委員 おつしやるとおりだと存じます。沿革的に申しますと、再建交付金をめぐつて経理区分の議論が行なわれたということではございまして、ただいまのお考へのように、経理区分の問題につきましても、この際根拠法をたがえておりますけれども、双方につきましてもこれを義務づけるということとを早急に検討したいと思ひます。

○田畑委員 本法の第三条によれば、利益金の処分について規定しておりますので、利益金の処分の場合は通産大臣の認可を受けなければならぬ。認可の申請があつた場合には、以下かくのごとき条件を備える場合でなければ認可しない、こうなっておりますが、この条文の第三条の適用を現実に受けておる会社というものがあつたのかないのか、あるとすれば、幾つあるのか、どういふ会社なのか、これを御説明いただきたいと思います。

○中川(理)政府委員 二つに分けてお答えいたします。現在の指定会社で利益を計上しておりますものと、今回の改正の追加によりまして新たに指定会社になる予定の会社で現に利益をあげておるものはどれくらいあるかという二つに分けて申し上げます。

前者のほうは、これはもう石炭ウエイトがきつめて小さくて、むしろ他事業の兼営で石炭があるという形ではない宇部興産と日鉄興産がありまして、この二社でございまして、現在の配当はたし

か一割だと承知しております。それから新たに指定されることになるはずの会社で現に利益をあげておるものは四社ないし五社という状況でございます。

○田畑委員 今度の新政策によって対策効果がどの程度あるかという点に対して、大平通産大臣はこの間の衆議院本会議の中で、大手、中小を問わず、トン当たり九百円前後のプラス面が出てくるであろう、こういうお話がございましたが、そのような政策効果があつたとしてもなおかつ配当のできる会社は新しい今後の指定会社で四ないし五社程度にすぎないという見通しなんですか。私はもつとあるような感じ、まあ初年度あたりはもつと出ていいんじゃないか、こう思うのですが、どうなんですか。

○中川(理)政府委員 先ほどお答えしました四ないし五社というのは、現に利益をあげており、したがって法律改正によって対象になることによつて、利益金処分の対象になるであろうという会社は四ないし五社、こう申し上げたわけでございます。新しい政策による助成策によりまして、今後この政策による助成を受けることによりまして経営状況が好転することに伴ひまして、指定予定の会社で現在は利益をあげていないけれども利益をあげるようになるかもしれないという会社がどれくらいあるかということでございます。私どもは的確にはいま把握しておりませんけれども、さほど多いとは考えておりません。

○田畑委員 抽象的な議論になるわけでございますが、そのあたりはやってみなければこれはわからぬということだと思います。そこでこの経理規制法によれば、第三条で利益金の処分について通産大臣の認可、また再建整備法によれば、十二条で利益金の処分について認可、こういうことになるわけですが、先ほどの答弁を聞いておると、再建整備法については利益金の処分は認めない、経理規制法についてはおおよそ一割を基準にして認めてもよろしい、こういう御答弁であつたように承りましたが、経理規制法の三条に

も利益金の処分について認可によつてできるようになっておるし、同じように再建整備法においても、十二条によれば同様に利益金の処分については通産大臣の認可によつてできるのだ、こうなつておるわけですが、にもかかわらずその行政運用の面で、指導の面で、両方の法律について取り扱いは別々になさるという根拠は何なのか。法律的にはこれは同じように取り扱うことができるようになっておるが、実態面の取り扱いとして差別をつける根拠は何なのか、これを明らかにしたいと思ひます。

○中川(理)政府委員 その前にお答えをいたしておきますが、現行の再建整備法によりまして、利益が出る状態に相なつてまいりますと、元利補給契約そのものが解除される、肩がわりはそこで打ち切られるという制度でございます。今回施策を定めますにあたりまして、石炭の先行きというものを考えますと、大臣もおっしゃつておりますように、なかなか予測しづらいものがあるわけでございまして、いろいろな困難が想定される。再建交付金の交付を受ける時点において赤字であることを要件にいたしますと、そのときに受けた肩がわり等の効果のある時点で黒字になつた、しかしまた困難性に達して赤字になつたというようになつたとき想定されるわけでございます。この黒字になつたときに再建交付金の交付を打ち切るといふことにいたしますと、将来の石炭鉱業の再建を私どもがにやわせるべきものと期待しておる会社が特に悪い状態になるということに結果として相なりますので、今回は御案内のように赤字要件を加えておりませんし、再建交付金の交付の進行期間において利益を生む状態になつても、交付金を打ち切るといふようなことはいたさないというつもりで、今回の政策をきめたわけでございます。したがつて、そのような観点からいたしますと、前の再建整備法よりはゆるい形で再建のため政策を考えたという状況でございますので、少なくとも前の法律との関連からいたしましても、国の支出によりまして負債の始末をしてもらうと

いう以上、これはまあ一般的な安定補給金をもらふという状況とはかなり国の庇護状態が異なつておりますので、これにさらに利益処分をさせるというところは適当ではないのではなからうか。あればむしろ蓄積していただいて、その後起るかもしれない赤字の用意にいたさうと、あるいは労働者に対する待遇改善に使つてもか、あるいはさらには骨格構造の本格的な形成というものに資本投下してもらふとかいふようなことをすべきじゃないかという考えで、規制法によりまして利益金処分の認可基準というものと、再建整備法によりまして今回の再建交付金を受ける対象になりまして会社に対する利益金処分の認可基準というものは、おのずとそこに差等があつてしかるべきではないかというのが現在の考えでございます。

○田畑委員 そういふ理屈の立て方もあると思ひますが、安定補給金でもこれは国の補助政策であるし、今回の場合の再建交付金というのは、赤字の山であるとならうとすべての山に、希望すれば一定の条件を備へる限り適用されるし、また再建交付金を受ける山は安定補給金はそれだけ差引かれるということにもなつておるし、今回の安定補給金による援助施策と再建交付金の援助施策を受ける山については、それぞれ均衡のとれた援助施策というものがなされておるわけでありまして、そういう点について見るならば、経理規制法の利益金処分の規制と再建整備法の利益金処分の規制について甲乙があつていいという理論的な根拠はだいぶ薄くなつた、私はこういうような感じがするわけでありまして、まあしかし、その点はもつと私は検討の余地があるような感じもいたしますが、ひとつまたこの点は後日お尋ねすることもあると思つておりますので、これは取りやめます。

そこで、先ほど来いろいろ社外投資の問題が出ておるわけですが、この点については、経理規制法によれば、事業計画、資金計画の届け出というところを四条に規定しておるので、その段階で規制す

ることもできましようし、また再建整備法では十三条で、投資及び重要な財産の処分について計画の届け出、これによつて事前の規制ができるというところはよく理解できるわけでありまして。

ただ一般論として心配されることは、せっかく国がこれだけの経理上の援助措置をやるが、にもかかわらずそのお金が、その援助がほんとうに石炭の再建のために前向きに生かされないで、別の企業に流れるという心配が、当然これは予想されるわけでございますが、この点については断じてそのようなことは、行政指導なりいろいろな監視あるいは検査等によつて防止できるんだ、こういうことが断言できるのかどうか、いま一度ひとつ明確にお答えいただきたいと思います。

○中川(理)政府委員 先ほど中村委員にもお答えいたしましたように、国から直接出ます金につきましては、各種補助金は補助金についての一般的な定めに従ひまして使途の規制を受けますし、安定補給金等につきましても、交付規則によりまして厳重な規制を加えております。それから元利補給契約に基づきますものは、これは仕組みそのものとして会社に滞留することなく、直接銀行等に払われるという点に相なつておりまして、直接の財政資金が他部門に使われるということはあり得ない仕組みになつておりますし、またその仕組みの実効を確保する監査あるいは事前届け出という事柄についても、私は十分できると考えております。

問題はそうではなくして、石炭経営に伴ひまして出入りする、いわば売り買いによつて生じてくる金というもののフローというものが、これはいまだ先生御指摘のように、規制法におきましては事業計画及び資金計画の届け出ということでございますし、再建整備法におきましては投資等の計画の届け出ということ、十三条によりまして一定金額以上の社外投資、あるいは一定価値以上の重要な資産の処分というものにつきましては、計画を作成して通産大臣に届け出るといふことに相

なっておりますので、この実効は、先ほどお答えいたしましたような方針によりまして具体的に処理していくのでございます。他から新たに他事業のために金を借り入れるというような事態を除きます限りにおきまして、石炭政策が意図しております石炭産業の再建のための諸施策というものが、何らかの道に流用されるというようなことは起こり得ないというふうに判断をいたしております。

○田畑委員　まあ心配されることは、いま答弁の中にありましたような、炭鉱会社が将来に備えて優良の資産を処分し、あるいは炭鉱から生み出す資金を別会社に流用して、そうして炭鉱から逃避する、そういうようなこともこれは従来はあり得たと思うし、またそれを一から十まで政府の行政監督で規制できるかという、必ずしもそれはできない面もあるかと考えておりますが、また逆に石炭の経営を安定させるために、そしてまた石炭の近代化、合理化のために、雇用問題の処理のため等を考慮して系列の会社をつくり、しかも系列会社の出資は炭鉱が握って、そして系列を含んで炭鉱全体の安定をはかっていこう、こういう会社も現在あるわけです。私は常盤におりますので、常盤炭田のただ一つの大手である常盤炭鉱の例を見ますと、十幾つかの系列会社を持っているわけです。一トンの石炭を出すのに四十トンの温泉を排水しなければならぬ。その排水の温泉を利用して観光会社をつくっておる。そして毎年お湯代として二億円を親会社である石炭会社に入れています。あるいはまた、十幾つかの系列会社はいまやほとんど黒字で、平均七割ないし八割の配当金を親会社の石炭会社に納入させる、そういう形で、石炭そのものの安定、そしてまた雇用の解決、地域社会の経済的な発展を維持する、そういう行き方の会社もあるわけです。ですから、一がいかに炭鉱が他の会社に出資してはならぬとかいうようなことは言えない、こう思うのです。こういう点等については、やはり石炭の安定をはかるという立場に立って、そして石炭の資本が系列企業

に投資されて、その全体が発展することによって石炭も生きていく、こういうやり方については、また助長すべきことだと考えるわけでありすが、こういう問題についてどのような取り扱いをなされておるのか、これをひとつお尋ねしておきたいと思うのです。

○中川(理)政府委員　おっしゃるとおり、抽象的に申しますと、従業員の転職先ですとか、石炭会社に収支に貢献するような形、つまり配当金というように、炭の赤字を埋めるとか、あるいはいま御指摘の常盤炭鉱のハワイアンセンターの例のように、保安上あるいは生産上必要な温度の高い水の処理をしなければならぬ事例を、逆に収益を生むものとして利用する、いろいろなケースがあるわけでございます。これは、そういう趣旨に合致して、そういう効果をあげてくれれば、その限りにおいては差しつかえない、こう言わざるを得ないのでございますけれども、よかれと思った事業が失敗するということもございまして、その事例の成否がどうなるかという判定を私もいたします。他事業が成功するかしないかという判断は、なかなか私どもとしてはつかみがない。

そこで、一つの考え方としては、先ほど中村委員にもお答えいたしましたように、かりに他事業のために子会社をつくるという場合には、その事業をやっていく上には相当のお金が必要である、どのような事業をお始めになりましたとしても必ず要るわけでございますので、会社がノーマルな資本金を出資する、場合によっては現物出資をするということとどまっております。その事業に対して銀行が金を貸してくれたいというのであれば、その事業の将来性というものを、金融機関といふ、いわば非常に保守的な立場での審査に耐え得たものというふうに考え得ることができなければなりません。また、私どもの立場から言いますと、大部分のものがその事業のために金融機関等から援助を受けて始めるのだということであれば、これは差しつかえないわけでございます。

ら、会社側が持ち出すものの大きさと、他からその事業のために借り入れるという形で受け入れるものの大きさのバランスを見ていけば、一つの判断になるのじゃないか。その事業が成功するかどうかという実態的な判断よりも、金融機関——これは悪いですが、銀行でも貸すというのであれば、よほど収益性があるものと判断していいというような考え方もございます。私どもは、石炭企業からの資本の投資という形ではなくて、他からの借り入れによって事業が行なわれるということであれば、これは先ほど御指摘のような、成功した場合にいろいろメリットがあるわけでございますので、これをし拒否する理由はない、これは大いにしてあげていいのじゃないかと考えております。その辺の兼ね合いがなかなかむずかしいところでございます。状況によりまして、届け出段階でよく話を聞き、金融機関の判断等も承けて処理をするということにしたいと思っております次第であります。

○田畑委員　金融ベースに乗るからぬかということは、企業が信用が置けるかどうかという一番大事な尺度であることは当然のことだと思えます。同時に、経営態度なり、あるいは経営者を取り巻く諸般の状況等を顧慮して、ケース・バイ・ケースで善処することが、石炭の安定という見地から見ても必要なことだ、私はこのことだけを申し上げておきたいと思います。

私は、この際、鉱山保安局長もおいでになっておりますので、一つだけお尋ねしておきたいのですが、本年度の保安予算というものが、前年度に比べて大幅に伸びて、十六億七千七十四万九千円、特にこの中で、石炭鉱山保安確保費が十四億二千六百四十二万六千円、その内訳を見ますと、保安専用の機器整備拡充、あるいはガス抜き促進、あるいは密閉促進等々となっておりますわけでありすが、特に最近、保安確保あるいは鉱害の未然防止、こういう観点に立って、完全な充てん払いをして採炭がなされておる、こういうような企業のまじめな経営については、当然密閉促進とい

う今度の保安対象の補助の中に入れても差しつかえないんじゃないか、私はこういうふうにかえるわけでありすが、この密閉促進というのは、そういう内容を含んでおるのかどうか、今後通産省としては、保安確保の見地から、いま言ったような問題についてどういう態度で臨んでいくものか、この点をひとつ明らかにしていただきたい。

○橋本政府委員　保安確保の点につきまして、先生おっしゃいましたように、密閉並びにこういつた充てん払いということがきわめて必要であるということは、先般いただきました保安の答申にも明らかにされておるわけでございます。保安上は確かに、こういった払いあとを充てんしていくということが自然発火あるいは山はねの防止といったものに非常に大きく寄与するというようなことで、考え方としては、こういう密閉とあわせて、本来ならば、そういう予算を取るべきであるということも重々承知しておるわけでございます。ただ、密閉と充てんとの違いは、いわゆる充てんの場合に、現段階におきましては工事を的確に把握することが技術的に困難でございます。したがって、密閉の場合におきますれば、密閉の形においての工事もいうものが的確に把握し得ますので、補助対象というふうな形にしたいわけでございますが、残念ながら、現段階におきまして、充てんについての工事も把握が非常に困難であり、これは技術的な問題でございますので、一年間研究をいたしまして、そういう技術的な充てんの工事も把握の方法を見出し得ますれば、明年度以降は何となくこういふものにもわれわれは助成をしていきたいというふうな考えでおる次第でございます。ただ、この密閉促進という金の中には、そういう意味におきまして充てん工事についての補助金は含まれておりません。しかし最近行なわれております機械充てん等につきましては、かなりの段階まで工事も把握できるといふふうに聞いておりますので、さらに機械充てんその他の充てんを含めまして、工

事量の的確なる把握がし得る方法を考えまして、明年度以降はできるだけそういった趣旨に合う政策をとってまいりたいというふうに考えております。

○田畑要員 通産大臣はちと居眠りなさっておられるようだが、私がいま鉱山保安局長に念を押した問題は非常に大事な問題です。今回の予算で保安の予算が大幅にふえたということは、これは保安と生産の一体的な——これはもう生産の前提として保安の確保、こういう点から申しますれば当然のことだと思えます。最近特に近代化の進んだ山において、いま鉱山保安局長がお話のように、機械による完全充てん払い、こういうことで探炭しておりますが、これは保安の面からだけでなく、地上の鉱害の発生を未然に防止するという意味から申ししても非常に大きな役割りを果たしておるわけで、私はこういうような企業経営にについてはそれなりの善処を予算の面からも顧慮されるべきが至当だと考えますが、いま鉱山保安局長の答弁がありますように、今回の予算措置にはないけれども、来年以降については十分顧慮したい、こういう答弁がありました。大臣の見解をこの際承つておきたいと思います。

○大平国務大臣　これは石炭ばかりでなくて、日本の産業全体を通じて、技術の水準がだいぶおくれをとっておるということが、非常に弱点になつております。とりわけすべての産業を通じて、機械の開発という問題がたいへん重要な課題になつてきておるわけでございます。石炭産業につきましてもいま仰せのとおりでございますが、さらに大陸的な資源の開発というようなことになつてまいりますと、その開発機器の問題が最大のネックになるのじやないかと思つたので、私もといたしましては、これからの通産行政の一つの方向といたしまして、いま御指摘の石炭産業ばかりでなく、そういうった機器の開発、その普及、そういうった点について、保安の観点からも、また生産性向上の観点からも特に力点を置いて、予算上、行政上の措置を講じなければならぬとい

ま心組んでおる次第でございまして、何ぶんとも御鞭撻を願いたいと思います。

○田畑委員　ここで労働大臣にお尋ねしたいわけですが、ちょうど通産大臣もおられますので、鉱山保安行政について四月三日の参議院の社会労働委員会、四月七日の参議院の本会議において労働大臣は、小野明議員の質問に対し、保安は労働省で見えるのが労働災害全般とのつり合いから見ても適当であると思う、そういう方向で通産大臣と話し合ってみたい、保安行政を生産官庁である通産省が握っていることについては異例である、こういう趣旨の発言がございましたが、この点について、この答弁にいまでも心境は変わりがないのかどうか、労働大臣のお考えをひとつ承っておきたいと思ひます。

○原国務大臣 お説のとおりでございます。元来労働災害を担当すべき役所は労働省でございます。ただ異例として鉱山、炭鉱の保安関係は通産省に、これはどういいうきさつであつたか知りませんが、多年そういうことになっております。それで、本質的にはそうでございますが、多年の慣例で通産省にそれがなつて今日に至つておる、こういう次第でございます。

○田畑葵員　ただ、労働大臣は異例とおっしゃいますけれども、一体炭鉱について生産行政と保安行政を區別しておる国はどこであらうか、こう思っているいろいろ調べてみたところ、アメリカを見ましてもイギリスを見てもフランスを見ても西独を見てもカナダを見ても、石炭の生産と保安とは同じ生産官庁が実はやっているのですね。生産行政と保安行政を分けておる国が実は異例なんです。それは逆なんですすね。生産官庁とその保安行政が別々の国はどこかと調べてみたら、インドだけなんですすね。だから労働大臣が異例だ、異例だと言われるのは、実はインド一国しかないのです。どうも異例というのは、実は大臣の御答弁が異例な答弁でして、この点はちよつと事実に反する。このことをちよつと考えておいていただきたいと思うのですすね。

だから私は、労働大臣としてやっていただきたい。このことは、鉱山保安法五十四条によれば、労働大臣は通産大臣に鉱山保安の行政について勧告できるとある。あるいはまた、労働省の基準局長は鉱山保安局長に勧告できる、このあたりで精いっぱい御努力はなさったかどうかと思うのですね。

それから御存じのように、石炭鉱業というのは地下産業ですから、生産と保安とは一体なんです。生産技術と保安技術は一体であって、したがって生産施設は即保安施設であり、保安施設は即生産施設なんです。そういうことを考えたとき、たんに、労働災害は全部労働省が握っておるのだから、労働省が握ったほうがいいのだというふうのは私は観念論だと思ふのです。私は、その観念論にさすがの労働大臣も引かかって、やはり生産と保安とは分けたほうがいい、前向きにひとつ生産大臣と話をしてみたほうがいい、こういうふうに引かかったのじやないかという感じがするわけですが、自信がありますか。實際労働省が坑内の保安行政を握るということは一体でございませうか、自信がありますか、私はそのことをお尋ねしたいのです。

特に私は――基準局長うしろで一生懸命大臣に耳打ちをしておるが、何を答弁なさるのかそれはわかりませんが、実はこれは参考までに調べてみたのですよ。採石業というのは、これの労働災害等については基準法に基づいて労働省の所管なんですね。ところで石灰石だとか、もちろん石灰、金属、非金属、こういう産業における災害、特に死亡率などを見ますと、皮肉なことには、労働基準法に基づいて労働省が労働災害を見なければならぬ採石業等がむしろ死亡率は高いし、ふえていくわけです。逆に通産省が鉱山保安として見てゐる業種のほうが災害は減少の傾向にあるわけです。もちろん私はかく申すからといって、ついこの間の茂尻炭鉱の災害など、最近の炭鉱の災害の頻発を見たときにこれはゆゆしい問題である、私はそのことを糾弾することについては人後に落ち

ないですよ。落ちないが、ただ通産省がいまやっておる保安行政を労働省が持つていったら、その災害が直ちに減少するなどということはこれはなかなか考えられぬことじゃないか。いま指摘したように、労働省が握っておる採石業自体においてむしろ災害率が多いし、そうして死亡率もふえておる、こういうことなどを考えたときに、私は労働大臣が簡単にああいう答弁を参議院の社会労働委員会やほかの会議でおそらく気を張って答弁されたんじゃないかと思えますけれども、いささか実態に即さないものじゃないか、こう思うのです。もう一度ひとつ大臣の御見解を率直にお聞かせいただければありがたいと思います。

○**原田務大臣** いま先生のおっしゃったような議論は、私は労働大臣になってから初めて聞くもので、ほかの各委員、ことごとくそうおっしゃるものだから、どうもそういう意見が多いんだなと思つて、それほど御希望があるのなら一ぺんひとつ相談してみようというだけで、それをどうしません。そういう御意見が多いものですから、そういう意見を無視するわけにもいきませんし、多数の委員の方の熱望が本会議でも委員会でもありますから、それでは一応相談をいたししましょう、そこでございまして、どうするかということば言うておりません。ことにいま所管が通産省にございますので、私がもし労働省へ持つてこようと思つても、それは簡単に自分だけの意向ではできませんので、通産大臣と相談してみましよう、こういうことまでございまして、自信とかなんとかいうのはまだ全然、これからの話です。

○**田畑要員** 私、労働大臣すなおに言われたからこの辺で追及するのはやめますが、私はこの問題をお尋ねすると相当な時間が必要なんです。そうしてまたたくさん資料も持つておるんです。私はお願いしたいことは、労働災害というのは実に頻発しているわけですね。ところが、その労働基準監督官の数はどうかという事になってきまして、たとえば昭和四十三年を例にとりますと、

適用事業者は二百五十三万九千、適用労働者が三千二十四万四千、監督官の数はどうかと申しますと、二千六百五十三名です。昭和二十三年と四十三年度、この二十年間の比較をいたしますと、適用事業者数は五倍ふえているのです。適用労働者については三倍ふえているのです。ところが監督官の数は昭和二十三年が二千四百八十一名、昭和四十三年が二千六百五十三名、一〇七%、わずか七%しかふえていないということですね。ところがこの産業災害というものはもう言わねなくとも、おわかりのとおり非常に多いわけですから、それで東京などを見ますと、十年間に一つの事業所を監督官が一回回ればいいほうだ、こういうことなんです。だから、労働省としてまず大いにやっていたかなければならぬことは、この労働災害についてもっと実情に即するように御努力を払われることが私は先決じゃないか。ことに、私はこの間の茂尻炭鉱の災害を見て、ある家族の人間に対する労災補償の前払い一時金の問題を、葬料を見ても、あまりにも現実的に即きぬいままの労災保険法の実態、幸いに労災保険審議会においてこの問題についてはいま検討中でありましたが、すみやかに結論を得られて、こういう問題について実情に即するような法改正を急いでいただきたい、このように私は希望するわけでありましたが、この点について労働大臣の所見だけを承っておきたいと思ひます。

○原国務大臣 御説もとてもございまして、私のほうの資料も同じような結果が出ておりまして、災害が案外ふえるし、多いし、それに労働基準監督官の数が少ない。で、これを急にほんとはふやしたいという希望を持っておるんですが、その簡単に——今度定員法ができますとなおさむずかしくなります。そこで、災害の起こりやすいところに、災害のわりあい少ないようなところから労働基準監督官を移すとか、能率をあげてやらすとか、配置転換等をやつて善処したいと思つております。

第二の御質問の労災に対する措置がよくないという意見ですが、私どもも災害の際の保険金額が少ないとか、たくさんいろいろ問題がございまして、御説のごとくこれを改正したいと思つて、いま労災審議会に答申を求めております。そのうちに答申が出ましたらそれを踏まえまして、改正法案を提出したいと思つておりますから、どうぞよろしく願ひいたします。

○田畑委員 私は時間の関係もありますので、大臣に大まかな点だけをお尋ねしておきたいと思うのですが、現在審議されておる炭鉱離職者臨時措置法の一部改正法案、労働省の予算を見ますと四十三年度は五十億九千万円、四十四年度は七十六億三千六百五十万円、差し引き二十五億四千六百万円ふえているわけですね。五割ふえているわけですね。これは石炭予算の伸び率から見ますと、労働省の離職者予算というのが一番ふえ方は大きいわけですね。ところが、この二十五億四千六百万の増の中で、産炭地域開発就労事業補助金、二十五億二千三百万円でありますから、したがって、労働省の予算のふえ方は、産炭地の開発就労事業の予算がふえた、こういうことなんです。ところが、この事業予算は、この間社会党の岡田委員の質問に対する御答弁を聞いておりますと、純然たる公共事業でもなければ、緊急就労事業でもなければ、失対事業とも異なるのだというような答弁で、事業性格は一体どういふ内容の事業なのか、われわれとしては理解ができぬわけでありまして、この点についてひとつどんな事業なのか、何をやるかとするのか、何をねらつておるのか、このあたりをひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○原国務大臣 これを新たにやることになりましたが、いまだだんごまかいとこを労働省でも煮詰めてまいつておる最中ございまして、詳細は局長から……

○住政府委員 この事業の目的でございしますが、現在産炭地域におきましては、御承知のように従来の炭鉱閉山に伴う失業者が滞留しておる。それから今後閉山の進展に伴ひまして多数の離職者

が出るということを考えまして、そういう地域においてこの事業を実施して、そして産炭地域の地域開発に資していこう、こういうような考え方でやつておるわけでございますが、事業の内容といたしましては特にそういう地域の公共事業等の状態、その他の産炭地域の開発関係の事業との関連も考慮いたしまして、当該地域の生活基盤の整備等に必要なる事業を実施してみたい。それからそこに就労する労働者につきましては石炭産業の離職者及び関連産業の離職者、こういう方々を中心にして働いてもらふというように大体考えております。なお、こまかい基準につきましてはいろいろ検討をいたしておる最中でございます。

○田畑委員 これは局長、幾ら聞いても聞くだけの答弁は引き出せないかと思うのですが、これは事業効果に重点を置くのか、雇用の解決に重点を置くのか、いまお話しした滞り者が多いという、その滞り者というのはいまお話しした若手労働力の不足なのですね。中高年齢層以上の人だと思ふのです。そういうことを考えてみたならば、いままでの緊急就労事業はどうして処理できないのか。緊急就労事業はだんだん減らしてきておるでしょう。一般の失対事業についても減らしておるでしょう。特別失対事業についても減らしておるでしょう。そういうときに新たに三千二百名ですか、そうして事業単価を相当いままでよりも上げて、こういう事業を持つてこななければならぬという理由がわからないのです。労働省の中でも相当これはいろいろ議論があつた予算だと私は聞いておりますが、これは何に重点を置いた予算なのですか。

○住政府委員 御指摘のとおり、どちらかと申しますと緊急就労対策事業はもっぱら離職者の吸収ということに主眼を置いておる事業でございますが、今回のこの就労事業は、一つは地域開発に資するということと、それとあわせて体力のある失業者の暫定的な就労の場を提供する、この二つの目的、五分五分のところでお実施しようという事業でございます。

○田畑委員 まことに苦しい答弁で、聞いておるほうがはらはらするのです。そこで、実は昨年の十二月に例の第四次答申が出た直後、われわれは地方公聴会——公聴会というものが正確な呼び名ではないかもしれませんが、果並びに市町村あるいは炭鉱の関係者に集まつていたいていろいろ話を伺つたわけでありまして、福岡県からもらった資料として「筑豊の再開」として雇用安定のための開発事業の実施について「これを見ますと、労働省がいま出しておられる予算措置というものは、福岡県がつくった案をそっくりそのまま取り入れてやつておるのです。だから公共事業、緊急就労事業、一般失対事業として、これを福岡のほうでは福岡の知事が考えられたかどうか知らぬが、知事も副知事も議長も労働省の出身ですから、エキスパートの人が集まつておるからこれぐらいのことではできたのか知らぬが、福岡県でつくつたものがたまたまこういう法律となつて出てきたのか、それとも労働省がつくつて、考え方がたまたま福岡県のほうも同意をしてこういうような案になつたのか、どつちなのですか。

○住政府委員 御承知のように、産炭地域で非常に深刻な地域の一つは福岡県、これは御承知のとおりだろうと思うのですが、いろいろ福岡県でも構想なり、今後の石炭離職者対策あるいは開発対策をお考えになつたことも事実でございます。と同時に、今回の石炭の答申案におきまして、緊急就労事業とかあるいは失業対策事業というようなことではなくて、やはり地域開発をも考えた事業というものを考えてもいいのではないかと、このよう内容の答申もあるのがあります。従来の緊急就労事業の経験その他産炭地の実情等もいろいろ考慮いたしまして、こういう事業を労働省として考えまして行政要求をいたして今後実施する予定にいたしておるのでございます。

○田畑委員 労働大臣に端的にお尋ねいたしますが、いまの局長の御答弁を聞いておりますと、そ

の種事業であるならばせつかく産炭地域振興事業団というものができているわけですから、これは通産省の監督だなどというわけにならないことをおっしゃらないで、産炭地域の振興ということならば事業団にやらしても一向差しつかえないのではない。また事業団としても相当歴史を持つて実績をあげてきているわけだから、こういうようなところでやらしたほうがより効果的ではないかと思うのですが、しかしせつかく予算として出ているわけでありまして、またそれなりに労働省は労働省の立場で努力をされることにより妙味も出てこようと思っておりますが、この予算の運用についてはこの間念を押しましたが、単に筑豊というような考え方はなくして産炭地域全体を対象として考慮しておられるものと考えておりますが、この点についていま一度大臣の見解を承りたい。

時間の関係がございますので、第二にお尋ねしたいのは、二十五億余の予算がとられておりますが、各炭田別あるいは各産炭地域についてもうすでに金額の配分等についても事務局内ではなされているのかどうか、後段については局長から御答弁をいただきます。

○原國務大臣 この間も申し上げたとおりでございますが、この炭鉱の離職者その他等とこういう事業を労働省がやりたい、それでこれを単なる福岡だけでなくて、筑豊だけでなくて、全国に及ぼすのかどうかという質問でございますが、いま労働省で一定の基準をきめて、その基準にはまるかどうか、それからまたそこはやはりもうじやないか、こういうところでだんだん話を進めておるところでございます。

○住政府委員 先生の後段の点でございますが、いま大臣が申し上げましたように、大体六条地域に実施するというのを考えておりますが、その地域のうちどの地域に実施するかということにつきましても、一定の基準を立てまして、その基準に合致する地域、さらにその合致した地域であっても、事業効果あるいは労働者の就労効果等

を見て事業の実施をきめていきたいと考えておりますが、現在その基準を検討中でございまして、どの地域にどうするということは全然きまっております。

○田畑委員 私は大臣にもう一度お答え願いたいと思うのですが、基準のとり方いかんによつては筑豊だけになることもあり得るのですね。しかし、私はこの予算のよつて出てきた経緯と、また先般来大臣はじめ局長の答弁の精神から見ますならば、いみじくもこの間、井手委員が言われたように、法のものとの平等、こういうことばで指摘されましたが、十分この辺は配慮すべきであると考えますが、いま一度大臣の御見解を承りたい。

さらに、基準もこれからきめるのだというお話であります。まああまり言いたくもないのでありますが、この予算はすでにわが地方にこれだけきまるといふ発表をなさった先輩代議士もいらっしゃるわけでありまして、まだきまっていないのです。この点どうなんですか。もう新聞では、福岡の場合などは、何ぼ予算がくるというところで、もうちゃんと報道されているので、じゃ、ひとつ今度はここに予算を回していただくか、そつち

に回していただくかということ、市町村当局はそれぞれ作業を始めておるんですが、事務当局の中ではできているのでしょうか。この国会では答弁できないということなんですか、どうなんですか。まず最初に大臣の御答弁、その次局長……。

○原國務大臣 筑豊だけにきまっておりますが、基準を適当にこしらえて筑豊だけにきめるのであるかというようにございまして、いま先生の

おっしゃったような観点から万々考えて善処いたしたい、こう思っております。

○住政府委員 私、いま先生からのお話、初めてでございます。先ほども申し上げましたように、基準の検討中でございまして、その基準すらできていない、決定してない段階で、地域あるいは金額等はきまりようはございません。

○田畑委員 質問を終わります。

○平岡委員長 大橋君。

○大橋(敏)委員 ただいま田畑委員が質問しておりました産炭地域開発就労事業の問題は、私もかなり疑問を持っております。大體労働省としてその具体案を出すのがあまりにもおそ過ぎると思つております。そのためにかえつて不信、疑惑を抱かしているのじやないか、もつとすつきりしたほうがいいんじゃないか、まずそれを要望して法案の質問に移りたいと思つております。

新石炭政策の方向と、それに加えて最近炭鉱災害が相次いで発生しております。いよいよ従業員の離山ムードに拍車がかかってくるといううな感じを受けるわけでありまして、事実、明治、杵島、麻生などの大手炭鉱の閉山問題が炭鉱界を大きくゆらしているわけでありまして、かなりの閉山は予想せねばならぬだろうし、また覚悟せねばならぬだろうと私も考えます。このような現状に際しまして、労働省としてはいむゆる離職者対策に万全を期されていると思つておられるけれども、そのことについてはあとでゆつくりお伺いしますが、まず初めに通産省にお尋ねいたします。明治、杵島、麻生など、閉山問題がたいへんこじれているように感ずるわけでありまして、通産省の御意見をまず聞かしていただきたいと思つてお

す。

○中川(理)政府委員 御指摘のとおり会社単位で解散せざるを得ない状況に達しております。教社につきましても、会社側が労働組合に提案をいたしました時点で閉山ないし解雇という問題の話し合いが、十分にまだ落着いておらないというものは御指摘のとおりでございます。この問題には、全部でございませぬけれども、一部には山の存続をめぐつての見解の違いがございます。労働者側としては、山を閉ざされては困る、この山はまだやりようによつて再建可能なんだという観点で、閉山をえんじない。これに対して経営者のほうでは、やりようがないということから閉山提案をしている。こういう問題が一つございまして、これはもちろん問題になっております。会社の全部じやございません、一部についてそういう問題が

ある。二番目の問題は、閉山の場合の労働者の処遇についての問題でございます。最も労働者諸君にとつて関心の高い退職金の問題について、まださだかでないところがある。一つ問題点であります。そこで後者につきましては、実は会社が払える退職金というものは、御案内のようにほとんどゼロに近い状況でございます。帰するところ、国が今回の企業ぐるみ閉山というときに、労働者債権に対してどういう処遇を与えられるかというところがポイントでございます。いままでのところ、私も中小商工業者を中心とする一般債権あるいは銀行債権、金融債権というものとより高い処遇を労働者債権に与えたいということで、大ざっぱに七五%と五〇%ということで、国会等で御返事をいたしてまいりました次第でございますけれども、具体的には閉山、解雇ということになりますと、自分はいくら計算でどれだけのものをもらえようかというところが問題にならざるを得ない。またその気持ちには無理からぬものがあるかと思つております。法律問題を別にいたしまして、実はどういふ労働者債権に対して国の交付金を出すか、特別交付金の場合でございますので、内容としていたしましては政省令段階に入ります。内容をまだ私も実はよく最近まできめていなかったという実態が、この労使の話し合いをむずかしくしておるといふのが本質だろうと考えております。最近私のほうではいろいろ労働組合側の意見も徴しまして、かつ交付金にかかわることでございますので、財政当局とも相談をいたさなければならぬところがございまして、鋭意詰めてまいりますが、これを明らかにする時点が非常に近いと考えておりますので、これを提示することによつて急速に話し合いが妥結するというのを期待をいたしておる状況でございます。

○大橋(敏)委員 局長の答弁では、そういういろいろの問題をまとめるための案が近くまとまり、それを公表する段階に来つたところである

計画の面におきましては、四十四年度四千六百六十人という計画数でございます。昨年同様でございしますが、昨年の実績から見ますと、この計画を若干下回っておりますので、今後に予想されます大量の離職者に対します対策といたしましては、まだまだ余裕がございますので、対処できると考えております。なお、それ以上に大量に離職者があ

りました場合にも、職業転換給付金等の制度もございまして、十分に活用して、これに対処できるものと思ひます。

○大橋(敏)委員 実例をあげますと、ことしの飯塚の総合職業訓練所に四月に入所しているわけでありまして、たとえば炭鉱関係だけ申し上げますと、自動車整備科に、定数が二十名なんですけれども、応募者は十四名、そして入所者は八名だったというのです。塗装科は定数が二十名で応募者は三十五、そして入所者が二十九、また建設機械科は定数が三十で、これは応募者も三十、そして入所者は二十三。所長さんの話によれば、四月中にはこの定数は埋まるのだという話ではございましてけれども、なんだか離職者がたくさんいるわりにこうした定数を下回るような入所の実態を見ますと、またその訓練所のあり方、内容等、PRが足りないんじゃないか、こういうふうに感ずるのですけれども、そういう点はどう思われますか。

○塩田説明員 飯塚の総合訓練所におきましては、先生御指摘のとおり状況でございます。ただ、炭鉱離職者であつて転職訓練を受講することを希望する者に対しては、十分に対策ができておるといふふうに考へてはいるわけですが、ただ一つ問題点は、入所時期の問題がございまして、四月及び十月という二つの時期に入所するというたてまえになつておられて、その点で、炭鉱の閉山の時期が十月ないし四月と合わないという問題につきまして、若干の待機をしなければならぬという問題がございまして、これらに対しまして、実情に即して適切な措置をするように、いろいろ配慮をしておるところでございます。たとえば入所時期につきましての等差循環方式というものを検討いたしております、その指導をしておるところでございます。また、待機期間中につきましては、マル炭手帳の所持者につきましては、もちろん就職促進手当が支給されますので、これによりまして入所時期に合わせるということが考えられておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 入所時期がきまつてゐるために閉山と符合しない場合、ある程度滞留期間が起るという話でございますが、やはりこれから大量に出てくるわけですから、いわゆる臨時入所といひますか、つまり、等差循環方式というものが研究されているというお話でありましたけれども、これは大いに研究を進め実施しなければならぬ。現にこれを事実やつてゐるところがありますか。等差循環方式というものをやつた経験はあるのですか。

○塩田説明員 これはまだ研究段階でございます。て、実際炭鉱離職者を対象として行なつておるところは目下のところございません。過去においてはテスト的にやつたケースもございまして、これは大量の失業者が出たものにつぎまして一時行なつたこともございまして、その後、先ほど申し上げましたような計画数をかなり下回るような状況でございまして、目下のところ行なつてゐるところはございません。

○大橋(敏)委員 そうした状態に備へまして、指導員の増員とか、あるいは教室の増設など必要になつてくるのではないかと、計画よりもまだ下回つてゐるから大丈夫だといふような話ですけども、実際の炭鉱離職者の予想から、それ以上上回るのではないかと懸念もあつて、その点はお尋ねしてゐるわけですが、現在訓練所の教室といふものは一職種一教室になつております。これは別の総合訓練所でありましてけれども、実際に見てきますと、総合の訓練所は八職種ありまして、ところが、クラスは二十二クラスあるのです。八教室ではとても勉強ができません。そういうふうな不合理を感じながら訓練を受けてゐる事実を見てきたわけですが、一クラス一教室、このような方向へ進むべきではないかと思つてゐるのですが、この点についてはどうですか。

○塩田説明員 先生御指摘のとおり、一クラス一教室というのが最も望ましい姿ではございますが、全国的にはまだ十分これが実現されてゐないという状況でございます。これに対しましては、先生御指摘のとおり、その実現のために――予算を伴う問題でございますので、毎年予算の増額をはかつていただきて、漸次整備が行なわれておるところでございます。総合訓練所につきましては、今年度七カ所の新増設でございます。また、一般訓練所におきまして、五訓練所の増設が認められております。また、その他、既存の訓練所の設備の増設あるいは職種の増加につきましても、毎年相当のものが増加を認められております。

こういたしまして、漸次そういったあるべき姿に近づけるように努力したいと思つてゐるわけでありまして、

○大橋(敏)委員 いまの局長の答弁のとおり、大臣もそれは賛成ですね。

○原國務大臣 賛成でございます。来年度予算要求をいたす考えでございます。

○大橋(敏)委員 予算調整の問題ですけれども、毎年いづゆる予算の調整が行なわれるわけですが、その訓練所の場合、人件費は別として、実習教材費あるいは機械維持費などはその年の実習収入でですね。実習収入の額に見合ったものが配分されるというのを私は聞いたのですが、これは非常に問題点があると思ひます。つまり、訓練所というのは営利会社ではないわけですから、そうしたことで予算がきめられていくというところは問題点ではないかと、いつて、一面そうした実習収入というものが全くなくなるといふようなことも、研究、就業の意欲といひますか、そういうものがなくなることも考えられますし、非常にこれは微妙な問題だと思ひますが、この点どう考えられますか。

○塩田説明員 御説明申し上げます。

職業訓練は先生も御承知のとおり実技実習に重点を置いて行なつておるところに職業訓練と学校教育との大きな違いがあるわけでございます。職業訓練が、実技実習に重点を置いてゐる点に大きな特色があるわけでございます。実技実習の中で

も豊富な経験を持たすためには、たくさん種類の製品を製作する等の応用的な実技実習、これに訓練時間の多くを当ててゐるわけでございます。これらの実技実習によりまして、製品価値があるものをつくつておるわけでございます。その処分によりまして、当然製品の売り払い代金等が入つてくるわけでございます。これが実習収入の一部に充てられておるわけでございます。こういった実習収入にあまり過大に依存いたしまして、先生御指摘のような弊害も出てまいりまして、職業訓練の本来の性格がゆがめられるという点がございまして。そういったことのないように、十分に注意いたしまして運営をしていく。また現に行なわれておるところでございます。今後とも実習経費の増額につきまして、これも予算的な問題でございますので、漸次努力いたしたい、かように考えております。

○大橋(敏)委員 時間がございませんで、次に移りますが、たまたま八幡と飯塚の総合職業訓練所のパンフレットを手にすることができました。ここに入所案内の内容がずつと列記されておりますが、非常に不可解と思ふことは、同じ訓練所の案内でありながら、名称がまちまちなんです。たとえばAという訓練所のほうには職業転換訓練生とか、あるいは特別訓練生、この訓練を受けてゐる者には、一日について百五十円、それから「近距離百十円」の技能習得手当が支給される。こうあるのですが、もう一つのBのパンフレットを見ますと、「訓練受講手当が一日につき百三十五円支給」、それから「通所手当が月額最高二千円まで支給される」。このように、よく似た表現でありながら金額が違ふし、また全然違つたものではないかと思ふような表現があるのです。このほかにもいろいろあるのですが、こういう点はどうかですか。

まず最初に聞きたいことは、片方は特別訓練生、職業転換訓練生、これについて一日に百五十円支給される。また片方は、訓練受講手当というのは、一日に百三十五円とあるのですが、これは

同じですか、違うのですか。

○塩田説明員 御説明申し上げます。

訓練手当の額につきましては、基本手当、技能
習得手当、通所手当といった種類がございます
で、これによりまして今年度の場合には二万一千
四百五十円支給される。これが月平均の手当であ
ります。この額につきましては、法律によりまし
て支給されるところでございまして、支給対象者
によりまして額は違う場合もございますが、これ
は全国一律の法律に基づく支給手当でござい
ます。

○大橋（敏）委員 いま「通所手当が月額最高二千
円まで支給される。」とBの訓練所では表現をし
てあるのです。ところが、Aの訓練所は「近距離
百十円」の技能習得手当」とあるのですよ。近距
離というのですから、距離も問題ですが、通所手
当の中に含まれるのではないかという感じを受け
るのですが、これは別ですか。

○塩田説明員 そのパンフレットの中に具体的に
どう書いておりますか、いま手元にございませ
んの、後ほど調査いたしまして御説明申し上げ
たいと思いますが、ごく近距離の場合は通所手
当というのが出ないのが原則でござい
ます。

○大橋（敏）委員 きょうは次の委員会が待ってい
るそうで時間がないようですから、この問題は留
保しまして、あしたの委員会で行ないたい
と思っておりますので、委員長にそのことを願
いし
ます。

○平岡委員長 次回は、明十七日木曜日、午前十
時理事会、十時三十分委員会を開会すること
とし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

昭和四十四年四月二十八日印刷

昭和四十四年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局